

鳥取市営住宅等 入居者募集のご案内

最終ページの「申込みの前に…」を必ず読んでください。

募集案内を受け取りの方へ

●申込書の提出

提出場所：建築住宅課(新本庁舎2階)、各総合支所(産業建設課) 【郵送不可】

●申込団地について

住宅の種別により入居資格が異なりますので、収入基準等をよく確認のうえお申込みください。

●必要書類について

① 添付してあります「納税状況確認願ひ」は、徴収課(新本庁舎2階)または各総合支所(市民福祉課)で、鳥取市税の納付状況の確認のため必ず受けてください。

※ 市外にお住まいの方も、鳥取市に滞納がないことの確認が必要なため必ず受けてください。

※ 滞納の有る人(分納誓約中の人も含む)は市営住宅の申込みはできません。完済後お申込みください。

② 必要書類は、申込者の家族構成、勤務状況や在宅事情により異なります。必ず建築住宅課(または各総合支所 産業建設課)で説明を受けてから揃えてください。

●申込みにあたっては、この「募集のご案内」を最後までよくお読みください。

< お 願 い >

みなさんが入居を希望しておられる公営住宅は集合住宅ですので、生活上多くのルールがあります。

住宅に入居された場合は、各団地の自治会組織に参加し、団地内の清掃等の行事や自治会役員への就任、当番など、他の入居者とお互いに協力し生活しましょう。

また、地元自治会(町内会等)組織についても加入し、地域の一員としての役割を果たすようにしましょう。

【 申込みに必要な書類 】

下表と右表の必要書類を揃えて、申込書と併せて提出(提示)してください。
 ○印のある書類は【全員の方】に必ず提出(提示)していただきます。それ以外の書類は、申込者の状況によって必要になりますので、説明を受けてから揃えてください。
 申込書及び提出書類の記載内容が事実と相違するときは、申込み、当選及び入居の取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

- ※ 本人または同一世帯員以外の方(世帯分離も含む)が代理で公的書類(住民票謄本など)を交付申請される時は、原則「委任状」が必要です。また、交付書類は後日郵送となる場合があります。
- ※ 住民票謄本、戸籍謄本、令和元年度所得課税証明書、家賃(持ち家なし)証明書、及び入居者資格認定のための申立書は、記載内容に変更がなければ今回受付の最終日から6ヶ月以内のものは使用できます。その他の証明書は新しいものがが必要です。

必要	書類名等	注意事項	発行場所等
○	「身元」の確認書類 ----- □ 「代理権」の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みに来る方の「身元」確認書類が必要です。 ・代理の方が来る場合は、「代理権」の確認書類も必要です。 	詳しくは、 別紙を参照
○	「個人番号(マイナンバー)」の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込家族全員分が必要です。 	
○	納税状況確認 願 [用紙は最終ページ]	<ul style="list-style-type: none"> ・申込家族全員が鳥取市税【市民税・固定資産税・軽自動車税】を滞納していないことを確認するために必要です。 詳しくは「表紙」を参照ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 ※ 申請者が入居予定者でない場合、同意書欄に記入・押印が必要です。 ※ 受託県営住宅のみ申込みの場合、提出の必要はありません。 	【証明場所】 駅南庁舎(徴収課) 又は 支所(市民福祉課)
○	戸籍謄本 ^{とうほん}	<ul style="list-style-type: none"> ・申込家族全員が記載されているもの。 ※ 外国籍で未婚の方は、独身であることが確認できる書類が必要です。(留学生除く) 	本籍地の 市町村役場
○	□ 賃貸借契約書の写し ----- □ 家賃証明書 □ 持ち家なし証明書など	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅に居住の場合は、「賃貸借契約書の写し」又は「家賃証明書」が必要です。 → ※ 「賃貸借契約書」は、『賃貸借人(印も)・家賃・契約期間・建物住所(住民票と同一住所)』が確認できるもの。 ※ 立退き請求を受けている場合は、併せてその証明も必要です。 ※ 家族名義の住宅に同居の場合等は、「持ち家なし証明書」が必要です。 ※ 家族名義でも、所有者の住所と申込者の住所が違う場合は、「家賃証明書」を提出してください。 ※ 住宅事情によっては、「登記事項証明書(登記簿謄本)」の提出が必要です。 	持ち家なし証明書・家賃証明書の用紙は 別紙
	外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 申込家族全員分の在留カード【必須】 <input type="checkbox"/> 独身であることが確認できる書類(留学生を除く) <input type="checkbox"/> 在学証明書 ※ 来日予定の家族を含めた申込みはできません。 	

必要	書類名等	注意事項	発行場所等
	住民票謄本 <small>とうほん</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込み時点で、<u>鳥取市外に住民票がある方</u>。 ※ 世帯主との続柄、本籍の記載があるもの。【省略は不可】 ※ 個人番号の記載がないもの。 ※ 現在の同居者全員が記載されているもの。 ※ 同一住所で世帯を分けている場合、その世帯の住民票謄本も必要です。 	住所地の市町村役場
	[令和2年度] 所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.1.1時点で、<u>鳥取市外に住民票があった方</u>。 ※ 申込家族全員分が必要です。 ※ 令和2年度(平成31年分所得)の証明書が必要です。 	R2.1.1に住民票があった市町村役場
令和2年中に仕事に従事した人は、右のいずれかが必要	源泉徴収票 <R2年分> 【給与所得者】	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先に就職した日が、<u>R2.1.1以前の方</u>。 ※ 手書きの場合は、社印又は代表者印が朱肉で押されたもの。 	勤務先
	給与支払証明書 【給与所得者】	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先に就職(転職)した日が、<u>R2.1.2以降の方</u>。 ※ 事業所等の証明印があるもの。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 	勤務先(用紙は別紙)
	在職証明書 【給与所得者】	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先に就職(転職)した日が、<u>1ヶ月以内の方</u>。 ※ 1回目の給与支給時に「給与支払証明書」を追加提出していただきます。 	勤務先(用紙は別紙)
	確定申告書の控え<R2年分> 【事業所得者等】	<ul style="list-style-type: none"> ※ 税務署の受付印があるもの。 ※ 現在の事業を開始した日が <u>R2.1.2以降の方は、「収支明細書」も提出していただく場合があります。</u> 	税務署など(収支明細書は建築住宅課又は支所)
	退職証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.1.2以降に退職し、現在も無職の方。 ※ 職業安定所発行の離職票(雇用保険受給資格者証)又は事業所発行の退職証明書を提出してください。 ※ 事業所発行の退職証明書は証明印が必要です。 	勤務先など
	離婚調停中の証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現在離婚調停中であることの証明書(事件係属証明書) 	裁判所
	婚姻予約証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・入居可能日から3ヶ月以内に入籍予定の方。(ただし申込み毎の入籍予定日の延長は不可。) 	用紙は建築住宅課又は支所
	「障がい者手帳」の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の写し 	
	入居者資格認定のための申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者と申込家族全員(未成年者を除く)が次のいずれかに該当する場合 ①障がい者手帳をお持ちの方(又は申請中の方) ②70歳以上の方 	用紙は建築住宅課又は支所
	生活保護受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受給している方。 ※ 戸籍謄本等の公的書類を申請される際は、事前に福祉事務所へご相談ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 	市町村役場の福祉事務所
	DV被害の方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 裁判所が発行する「保護命令に係る書類」 <input type="checkbox"/> 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 <input type="checkbox"/> 婦人相談所等が発行する「婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明書」のいずれか 	裁判所・婦人相談所等
	その他必要書類	()	

【 個人番号(マイナンバー)制度にかかる書類 】

市営住宅の申込みをする際に、「個人番号確認」 + 「身元確認」が必要になります。
以下の書類をお持ちください。

① 「個人番号」 確認書類 (次のいずれかのもの)

- 個人番号カード 通知カード 個人番号の記載がある住民票の写し
住民票記載事項証明書

- ・「個人番号」 確認書類は、【 申込者と同居予定者 全員分 】が必要です。
- ・窓口に来る方は、【 原本 】が必要です。
- ・代理人(申込者とは別世帯*の方)に申込みを依頼する場合は、下欄を参照ください。

* 同一住所で世帯分離している場合も、「別世帯」です。

② 「身元」 確認書類

※1点で良いもの → 写真+個人識別事項(氏名、住所又は生年月日)

- 個人番号カード 運転免許証 運転経歴証明書(H24.4.1以降交付)
パスポート(旅券) 在留カード又は特別永住者証明書
身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳 療育手帳
写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証
写真付き資格証明書 写真付き住民基本台帳カード(有効期限内のもの) など

※2点必要なもの → 個人識別事項のみ(氏名、住所又は生年月日)

- 公的医療保険被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書
特別児童扶養手当証書 写真なし学生証 本人名義の預金通帳
生活保護受給者証 介護保険被保険者証
地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
印鑑登録証明書 戸籍謄本(抄本) 住民票の写し
各種源泉徴収票 など

代理人(申込者とは別世帯*の方)が申込み手続きに来庁する場合は、

「代理権の確認」 + 「代理人の身元確認」 + 「(申込者と同居予定者 全員分の)個人番号確認」
が必要になります。以下の書類をお持ちください。

(1) 「代理権」 の確認書類

- ・任意代理人の場合 → 委任状 (用紙は別紙ページ)
- ・法的代理人の場合 → 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

(2) 「代理人の身元」 確認書類

上記の②「身元」確認書類に書かれているもの

(3) 「(申込者と同居予定者 全員分の)個人番号」 確認書類

上記の①「個人番号」確認書類に書かれているもの(写し可)

個人番号(マイナンバー)の利用目的

本市の市営住宅等管理事務に係る個人番号の利用目的は以下のとおりです。

- ① 入居資格審査事務のため。
- ② 入居決定後の家賃算定事務(収入申告事務を含む)のため。
- ③ その他市営住宅等の関係条例に規定する事務のため。

入居申込書



申 込 者	〒	—	—	—	—	申込日	令和	年	月	日
	住所									
	アパート名等									
	フリガナ									
	氏名									
電話	— —									

◆住所は住民票の表記と同じにして
ください。(番地等の省略不可)
◆申込者は、入居決定後「入居名義
人」となります。
◆日中連絡のつく電話番号を記入く
ださい。(携帯電話可)

鳥取市長 様

次のとおり市営住宅等(改良住宅、受託県営住宅を含む。)に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者若しくはこの申込書に記載した同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。また、申込み後に入居を辞退した場合は、部屋の畳替え、襖・障子の張替え、及び清掃費用を全額負担することを誓約します。

個人番号を利用した場合は、当申込みの省略できる書類の調査及び入居決定後の家賃算定事務(収入申告事務含む)を職員が行うことに同意します。

申込団地名	棟・号	規格
-------	-----	----

本人及び同居者 氏名	続柄	生年月日	歳	勤務先等 *	年間所得 金額(円)	個人番号
フリガナ	本人	昭・平・令				-
フリガナ		昭・平・令				-
フリガナ		昭・平・令				-
フリガナ		昭・平・令				-
フリガナ		昭・平・令				-

* 「勤務先等」欄は具体的に記入し、職のない方は「無職」、「〇〇小学校」、「幼児」などと記入してください。

生活保護 受給状況	住宅扶助費を … 受給している	<input type="radio"/> 受給していない	どちらかを〇印で 囲んでください。
--------------	-----------------	-------------------------------	----------------------

現に住宅に困窮していることが明らかな理由

1. 他の世帯と同居(間借り)のため生活が著しく不便。
(家庭内の問題は不可)
2. 世帯人員に比べ部屋が非常に狭い。
3. 住宅以外の建物等に居住している。
4. 収入に比べ著しく高い家賃を払っている。
5. 結婚後(離婚後)の住居がない。
6. 立退き要求を受けているが立退き先がない。
(自己の責めによらない)
7. 勤務先から著しく遠隔地に居住している。
(片道50km以上)
8. その他 (単なる自立等の理由は不可)

※上の該当する番号を〇印で囲み、下欄へその具体的な内容を記入してください。

※ hgglIII

所 得 額 合 計			A
控 除 区 分	同居・非同居扶養控除	380,000円 × 人	
	老人扶養・老人配偶者控除	100,000円 × 人	
	特定扶養控除	250,000円 × 人	
	障がい者控除	270,000円 × 人	
	特別障がい者控除	400,000円 × 人	
	ひとり親控除	350,000円	
	寡婦(夫)控除	270,000円	
	特別控除	又は所得額の小さい 100,000円 × 人	
控 除 額 合 計			B
A — B			C
収 入 基 準 認 定 額			C ÷ 12

身元確認		番号確認
・免許 ・手帳 ・在留 ()	・番号カード ・その他	・番号カード ・通知カード ・住民票

受付	採点
切り手 入力	チェック

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準表

住宅困窮要素		対 象		採点	摘要	
1 *	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。	イ 事務所、倉庫、工場、その他に6か月以上居住している。				
		ロ. 保安上危険な住宅に居住し、関係行政庁から警告されている				
		ハ 日照時間が3時間以内で通風が悪い。				
2 *	他の世帯と同居のため生活上著しく不便である。	3世帯以上が同居している。				
3 *	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	現居住者の1人当たりの居室面積(就学前幼児は0.5人として計算)	イ 1.65㎡まで(1畳)		居室の面積()畳	
			ロ 1.65~3.3㎡(2畳)			
			ハ 3.3~4.95㎡(3畳)			
4 *	住宅がないため親族(配偶者又は18歳未満の子)と同居できない。	配偶者又は18歳未満の子と同居できない。				
5 *	正当な理由による立退き要求を受けているが立退き先がない。	イ 裁判又は調停により立退き決定されている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			調停等による離婚手続中の場合及び売買契約済による立退きの場合も含む。	
		ロ 家主から正当性が認められる立退き要求を受けている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)				
6 *	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる。	通勤距離 片道 50km以上			通勤距離 km 現在の交通手段で加算	
7 *	収入に比べて現在の家賃が著しく過重である。	(家賃負担率の算定方法) 家賃負担率=家賃月額×12月/総所得金額		イ 30%以上	月額家賃 _____,000 円 「総所得金額」は地方税法第313条第1項に定める「前年の所得について算定した総所得金額」	
		※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。		ロ 20%以上30%未満		
8 *	低額所得で住宅に困っている。	月額所得が10,000円以下。 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。			「月額所得」は公営住宅法施行令第1条第3号の規定による額	
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結婚予定日が3か月以内	結婚予定日 年 月 日			
10	母子・父子世帯で住宅に困っている。	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者				
11	高齢者世帯で住宅に困っている。	満60歳以上の者と同居親族(配偶者又は18歳未満の児童など)のみからなる世帯	世帯主 歳			
			配偶者 歳			
			児童 歳			
12	心身障がい者世帯で住宅に困っている。(15のハ、ニ及びヘを加える。)	身体障がい者手帳1級から4級まで			4級を5点とし1級増すごとに1点加算	
		療育手帳A、B			Aが8、Bが6点	
		精神障がい者保健福祉手帳1、2級			1級が8、2級が6点	
		15のハ、ニ、ヘ該当者			15のハ、ニ、ヘに同じ。	
13	多子世帯で住宅に困っている。	18歳未満の児童が3人以上いる世帯			3人を5点とし、1人増えるごとに1点加算	
14 *	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者				
		ロ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者				
		ハ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者				
15	1人世帯の場合 該当する記号に○印をつける。ただし、上記1~14項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○印をつける。	イ 60歳以上			4級を5点とし、1級増すごとに1点加算	
		ロ 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号1級から4級までのもの	該当障がい名 ()			
		(戦傷病者) ハ 恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3の第1款症のもの	疾病程度	イ 第1号表の2 _____項症 ロ 第1号表の3 _____項症		6項症を2点とし、1項症増すごとに1点加算
		ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項のもの		厚生労働大臣の認定		
		ホ 海外からの引揚者で引揚げた日から起算して5年以内				
	ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等					

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準表

住宅困窮要素		対 象		採点	摘要
1*	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。	イ 事務所、倉庫、工場、その他に6か月以上居住している。			
		ロ 保安上危険な住宅に居住し、関係行政庁から警告されている			
		ハ 日照時間が3時間以内で通風が悪い。			
2*	他の世帯と同居のため生活上著しく不便である。	3世帯以上が同居している。			
3*	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	現居住者の1人当たりの居室面積(就学前幼児は0.5人として計算)	イ 1.65㎡まで(1畳)	居室の面積()畳	
			ロ 1.65~3.3㎡(2畳)		
			ハ 3.3~4.95㎡(3畳)		
4*	住宅がないため親族(配偶者又は18歳未満の子)と同居できない。	配偶者又は18歳未満の子と同居できない。			
5*	正当な理由による立退き要求を受けているが立退き先がない。	イ 裁判又は調停により立退き決定されている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			調停等による離婚手続中の場合及び売買契約済による立退きの場合も含む。
		ロ 家主から正当性が認められる立退き要求を受けている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			
6*	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる。	通勤距離 片道50km以上			通勤距離 km 現在の交通手段で加算
7*	収入に比べて現在の家賃が著しく過重である。	(家賃負担率の算定方法) 家賃負担率=家賃月額×12月/総所得金額 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。	イ 30%以上	月額家賃 _____,000円 「総所得金額」は地方税法第313条第1項に定める「前年の所得について算定した総所得金額」	
			ロ 20%以上30%未満		
8*	低額所得で住宅に困っている。	月額所得が10,000円以下 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。			「月額所得」は公営住宅法施行令第1条第3号の規定による額
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結婚予定日が3か月以内	結婚予定日 年 月 日		
10	母子・父子世帯で住宅に困っている。	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者			
11	高齢者世帯で住宅に困っている。	満60歳以上の者と同居親族(配偶者又は18歳未満の児童など)のみからなる世帯	世帯主 歳		
			配偶者 歳		
			児童 歳		
12	心身障がい者世帯で住宅に困っている。(15のハ、ニ及びヘを加える。)	身体障がい者手帳1級から4級まで		4級を5点とし1級増すごとに1点加算	
		療育手帳A、B		Aが8、Bが6点	
		精神障がい者保健福祉手帳1、2級		1級が8、2級が6点	
		15のハ、ニ、ヘ該当者		15のハ、ニ、ヘに同じ。	
13	多子世帯で住宅に困っている。	18歳未満の児童が3人以上いる世帯			3人を5点とし、1人増えるごとに1点加算
14*	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者			
		ロ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者			
		ハ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者			
15	1人世帯の場合 該当する記号に○印をつける。ただし、上記1~14項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○印をつける。	イ 60歳以上			
		ロ 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号1級から4級までのもの	該当障がい名 ()		4級を5点とし、1級増すごとに1点加算
		(戦傷病者) ハ 恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3の第1款症のもの	疾病程度	イ 第1号表の2 _____項症 ロ 第1号表の3 _____項症	6項症を2点とし、1項症増すごとに1点加算
		ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項のもの		厚生労働大臣の認定	
		ホ 海外からの引揚者で引揚げた日から起算して5年以内			
		ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等			

若者向け賃貸住宅入居申込書



鳥取市長 様

申込者	〒					申込日	令和	年	月	日
	住所									
	アパート名等	◆住所は住民票の表記と同じにしてください。(番地等の省略不可)								
	フリガナ	◆申込者は、入居決定後「入居名義人」となります。								
	氏名	◆日中連絡のつく電話番号を記入ください。(携帯電話可)								
電話	— —									

次のとおり若者向け賃貸住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者若しくはこの申込書に記載した同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。また、**個人番号を利用した場合は、当申込みの省略できる書類の調査を職員が行うことに同意します。**

申込団地名	青谷グリーンハイツ あおや	団地	規格別	DK	整理番号			
-------	------------------	----	-----	----	------	--	--	--

本人及び同居者 氏名	続柄	生年月日	歳	勤務先等*	年間所得 金額(円)	個人番号
フリガナ	本人	昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -

* 「勤務先等」欄は具体的に記入し、職のない方は「無職」、「〇〇小学校」、「幼児」などと記入してください。

生活保護 受給状況	住宅扶助費を … ・受給している	・受給していない ←	… どちらかを○印で 囲んでください。
--------------	------------------	------------	------------------------

入居申込みの理由

※下欄へ具体的に記入してください。

身元確認	番号確認
・免許	・番号カード
・手帳	・番号カード
・在留 ()	・通知カード
	・住民票

受付	採点
切手・現金	チェック
入力	

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準表

住宅困窮要素		対 象		採点	摘要
1*	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。	イ 事務所、倉庫、工場、その他に6か月以上居住している。			
		ロ. 保安上危険な住宅に居住し、関係行政庁から警告されている			
		ハ 日照時間が3時間以内で通風が悪い。			
2*	他の世帯と同居のため生活上著しく不便である。	3世帯以上が同居している。			
3*	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	現居住者の1人当たりの居室面積(就学前幼児は0.5人として計算)	イ 1.65㎡まで(1畳)		居室の面積()畳
			ロ 1.65~3.3㎡(2畳)		
			ハ 3.3~4.95㎡(3畳)		
4*	住宅がないため親族(配偶者又は18歳未満の子)と同居できない。	配偶者又は18歳未満の子と同居できない。			
5*	正当な理由による立退き要求を受けているが立退き先がない。	イ 裁判又は調停により立退き決定されている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			調停等による離婚手続中の場合及び売買契約済による立退きの場合も含む。
		ロ 家主から正当性が認められる立退き要求を受けている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			
6*	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる。	通勤距離 片道50km以上			通勤距離 km 現在の交通手段で加算
7*	収入に比べて現在の家賃が著しく過重である。	(家賃負担率の算定方法) 家賃負担率=家賃月額×12月/総所得金額		イ 30%以上	月額家賃 _____,000 円 「総所得金額」は地方税法第313条第1項に定める「前年の所得について算定した総所得金額」
		※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。		ロ 20%以上30%未満	
8*	低額所得で住宅に困っている。	月額所得が10,000円以下 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。			「月額所得」は公営住宅法施行令第1条第3号の規定による額
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結婚予定日が3か月以内	結婚予定日 年 月 日		
10	母子・父子世帯で住宅に困っている。	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者			
11	高齢者世帯で住宅に困っている。	満60歳以上の者と同居親族(配偶者又は18歳未満の児童など)のみからなる世帯	世帯主 歳		
			配偶者 歳		
			児童 歳		
12	心身障がい者世帯で住宅に困っている。(15のハ、ニ及びヘを加える。)	身体障がい者手帳1級から4級まで			4級を5点とし1級増すごとに1点加算
		療育手帳A、B			Aが8、Bが6点
		精神障がい者保健福祉手帳1、2級			1級が8、2級が6点
		15のハ、ニ、ヘ該当者			15のハ、ニ、ヘに同じ。
13	多子世帯で住宅に困っている。	18歳未満の児童が3人以上いる世帯			3人を5点とし、1人増えるごとに1点加算
14*	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者			
		ロ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者			
		ハ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者			
15	1人世帯の場合該当する記号に○印をつける。ただし、上記1~14項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○印をつける。	イ 60歳以上			4級を5点とし、1級増すごとに1点加算
		ロ 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号1級から4級までのもの	該当障がい名()		
		(戦傷病者) ハ 恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3の第1款症のもの	疾病程度	イ 第1号表の2 _____項症 ロ 第1号表の3 _____項症	6項症を2点とし、1項症増すごとに1点加算
		ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項のもの		厚生労働大臣の認定	
		ホ 海外からの引揚者で引揚げの日から起算して5年以内 ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等			

勤労者住宅入居申込書



鳥取市長 様

申 込 者	〒						申込日	令和	年	月	日
	住所										
	アパート名等										
	フリガナ										
	氏名										
電話		—		—			◆住所は住民票の表記と同じにしてください。(番地等の省略不可) ◆申込者は、入居決定後「入居名義人」となります。 ◆日中連絡のつく電話番号を記入ください。(携帯電話可)				

次のとおり勤労者住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者若しくはこの申込書に記載した同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。また、申込み後に入居を辞退した場合は、部屋の畳替え、襖・障子の張替え、及び清掃費用を全額負担することを誓約します。

個人番号を利用した場合は、当申込みの省略できる書類の調査を職員が行うことに同意します。

申込団地名	団地	規格別	DK	整理番号			
-------	----	-----	----	------	--	--	--

本人及び同居者氏名	続柄	生年月日	歳	勤務先等*	年間所得金額(円)	個人番号
フリガナ	本人	昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -
フリガナ		昭・平・令				- -

*「勤務先等」欄は具体的に記入し、職のない方は「無職」、「〇〇小学校」、「幼児」などと記入してください。

生活保護受給状況	住宅扶助費を …	・受給している	・受給していない	← --- どちらかを○印で囲んでください。
----------	----------	---------	----------	------------------------

入居申込みの理由

※下欄へ具体的に記入してください。

※ 以下は記入しないでください。

所得額合計			A
控 除 区 分	同居・非同居扶養控除	380,000円 × 人	
	老人扶養・老人配偶者控除	100,000円 × 人	
	特定扶養控除	250,000円 × 人	
	障がい者控除	270,000円 × 人	
	特別障がい者控除	400,000円 × 人	
	寡婦(夫)控除	270,000円 又は所得額の小さい方	
控除額合計			B
A - B			C
収入基準認定額		C ÷ 12	

身元確認	番号確認
・免許 ・手帳 ・在留	・番号カード ・番号カード ・通知カード ・住民票

受付	採点
切手・現金	チェック
入力	

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準表

住宅困窮要素		対 象		採点	摘要	
1*	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。	イ 事務所、倉庫、工場、その他に6か月以上居住している。				
		ロ. 保安上危険な住宅に居住し、関係行政庁から警告されている				
		ハ 日照時間が3時間以内で通風が悪い。				
2*	他の世帯と同居のため生活上著しく不便である。	3世帯以上が同居している。				
3*	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	現居住者の1人当たりの居室面積(就学前幼児は0.5人として計算)	イ 1.65㎡まで(1畳)	居室の面積 () 畳		
			ロ 1.65～3.3㎡(2畳)			
			ハ 3.3～4.95㎡(3畳)			
4*	住宅がないため親族(配偶者又は18歳未満の子)と同居できない。	配偶者又は18歳未満の子と同居できない。				
5*	正当な理由による立退き要求を受けているが立退き先がない。	イ 裁判又は調停により立退き決定されている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)			調停等による離婚手続中の場合及び売買契約済による立退きの場合も含む。	
		ロ 家主から正当性が認められる立退き要求を受けている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)				
6*	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる。	通勤距離 片道50km以上			通勤距離 km 現在の交通手段で加算	
7*	収入に比べて現在の家賃が著しく過重である。	(家賃負担率の算定方法) 家賃負担率=家賃月額×12月/総所得金額		イ 30%以上	月額家賃 _____,000 円 「総所得金額」は地方税法第313条第1項に定める「前年の所得について算定した総所得金額」	
		※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。		ロ 20%以上30%未満		
8*	低額所得で住宅に困っている。	月額所得が10,000円以下 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。			「月額所得」は公営住宅法施行令第1条第3号の規定による額	
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結婚予定日が3か月以内	結婚予定日 年 月 日			
10	母子・父子世帯で住宅に困っている。	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者				
11	高齢者世帯で住宅に困っている。	満60歳以上の者と同居親族(配偶者又は18歳未満の児童など)のみからなる世帯	世帯主 歳			
			配偶者 歳			
			児童 歳			
12	心身障がい者世帯で住宅に困っている。(15のハ、ニ及びへを加える。)	身体障がい者手帳1級から4級まで			4級を5点とし1級増すごとに1点加算	
		療育手帳A、B			Aが8、Bが6点	
		精神障がい者保健福祉手帳1、2級			1級が8、2級が6点	
		15のハ、ニ、へ該当者			15のハ、ニ、へに同じ。	
13	多子世帯で住宅に困っている。	18歳未満の児童が3人以上いる世帯			3人を5点とし、1人増えるごとに1点加算	
14*	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者				
		ロ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者				
		ハ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者				
15	1人世帯の場合 該当する記号に○印をつける。ただし、上記1～14項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○印をつける。	イ 60歳以上				
		ロ 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号1級から4級までのもの	該当障がい名 ()		4級を5点とし、1級増すごとに1点加算	
		(戦傷病者) ハ 恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3の第1款症のもの	疾病程度	イ 第1号表の2 _____項症 ロ 第1号表の3 _____項症		6項症を2点とし、1項症増すごとに1点加算
		ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項のもの		厚生労働大臣の認定		
		ホ 海外からの引揚者で引揚げた日から起算して5年以内				
	ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等					

委任状

委任状の記載事項は、すべて
委任者本人が自署してください。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

◆代理人（窓口に来る人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

続 柄 _____ (委任者からみて)

私に係る、鳥取市営住宅等の入居申込み について、上記の者を代理人と定め、その権限を委任します。

◆委任者（頼む人） ← 申込者です

住 所 _____

氏 名 _____ (印) (シャチハタ不可)

生年月日 昭和・平成 年 月 日

※ 「資格審査結果の通知文書」の送付先は、
(委任者宛て・代理人宛て) をお願いします。

↑
どちらかを○印で囲んでください。

※ 委任者の(印)は、朱肉を使用する(印)を押印してください。
インキ浸透印(シャチハタ等)は不可。
※ 代理人の方は、「代理人の身元確認書類」+「(申込者と同居予定者 全員分)の個人番号確認書類」も必要です。

□ 家賃証明書

※ 賃借人欄は、**[借主]** が自筆で記入ください。

賃借人 (借主)	住所	市・郡	町	番地
	アパート名等	※ 申込者の住民票と同一住所となります。		
	氏名	(印)		

← 同一住所となります。

※ 証明事項欄及び証明者欄は、**[貸主(建物所有者)]** が自筆で記入ください。

証明事項	建物の所在地	住所	市・郡	町	番地
		アパート名等	※ 所在地は、賃借人の住民票と同一住所となります。		
	家賃	月額	円		
		※ 共益費・駐車料金・水道料金等を除いた額を記入ください			
居住日	(令和・平成・昭和) 年 月 日より居住				

上記のとおり、賃借人と賃貸契約を締結していることを証明します。

証明者 (貸主・建物所有者)	証明年月日	令和	年	月	日 (←本証明書を記載した日)
	住所	市・郡	町	番地	
	アパート名等				
	氏名	(印)			
	賃借人との関係	(※ 賃借人が親族の場合のみ記入ください)			
電話	—		—		

この証明書は、証明日より6ヶ月以内のものを有効とします。

□ 持ち家なし証明書

※ 入居申込者欄は、**[入居申込者]** が自筆で記入ください。

入居申込者	住所	市・郡	町	番地
	方書	※ 住民票と同一住所となります。		
	氏名			

← 同一住所となります。
(住所が違う場合は、上の「家賃証明書」を使用してください。)

現在、上記市営住宅等入居申込者が居住する住宅は、私の所有する住宅であることを証明します。

※ 住宅所有者欄は、**[住宅所有者]** が自筆で記入ください。

住宅所有者	証明年月日	令和	年	月	日 (←本証明書を記載した日)
	住所	市・郡	町	番地	
	方書	※ 住民票と同一住所となります。			
	氏名	(印)			
	続柄	(←入居申込者からみて)			
	電話	—		—	

この証明書は、証明日より6ヶ月以内のものを有効とします。

「家賃証明書」または「持ち家なし証明書」のどちらかの様式を使用してください。

給 与 支 払 証 明 書

※ **昨年1月2日以降**に現在の勤務先に就職した方は、この証明書を提出してください。

現住所			
氏 名			
就職年月日	年	月	日

給与支給総額 (※ 通勤手当等の非課税部分は除きます。)			
支給区分	給与月額	賞 与	月 計
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
合 計	円	円	円

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

[給与支払者] 所在地 _____

電 話 () _____

名称及び

代表者氏名 _____ (印)

 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

◎記入上の注意 … 給与支払者様へ

- ア 遡って直近1年間（勤務が1年に満たない場合は、勤務した期間の月のみ）の支払済額を記入してください。
- イ 支払われた全額（給与、賃金、賞与、年金、報酬及び時間外勤務手当、その他について所得税、社会保険料などを差し引く前の額）を記入してください。ただし、通勤手当等の非課税部分は除きます。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には、必ず代表者の訂正印を押してください。

 ※この欄は記入しないでください。

(円)	=	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平均月額</td> <td style="text-align: center;">賞与</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> </td> <td style="text-align: center;">× 12 + (</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">1円未満切り捨て</td> <td></td> </tr> </table>	平均月額	賞与	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div>	× 12 + (1円未満切り捨て		円) =	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">↓ 控除後</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		円	↓ 控除後			円
平均月額	賞与															
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div>	× 12 + (
1円未満切り捨て																
	円															
↓ 控除後																
	円															

在職証明願い

(申請者 記入欄)

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日

貴社に勤務していることを証明願います。

在職証明書

(事業所 記入欄)

上記の者は、令和 年 月 日より当社に勤務していることを証明します。

令和 年 月 日

事業所住所

事業所名

代表者名 印

納税状況確認願い

令和 年 月 日

収納推進課長 様
(総合支所 市民福祉課長)

収納推進課…本庁舎 2階 21番窓口

[申請者]
住所：_____
氏名：_____
電話：(_____) _____

鳥取市営住宅入居申込みのために、私(入居予定者全員分)の納税状況について確認願います。

★太枠で囲んだ部分のみご記入ください (入居予定者全員分)

ふりがな 氏名	続柄	生年月日	住所	収納推進課 (総合支所市民福祉課) 使用欄	
				滞納有無	滞納状況
	本人	S H R . .		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R . .		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R . .		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R . .		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R . .		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	

※ 滞納有の欄に印のついている方は、入居資格を満たさないため市営住宅の申込みはできません。
ただし、受託県営住宅については滞納の有無に関わらず申込みすることができます。
※ 窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます場合があります。
※ 申請者が入居予定者でない場合、入居者の同意書が必要です。

収納推進課(総合支所 市民福祉課) 確認印

※鳥取市に住所がなく納税状況がない方についても、滞納の無にと確認印をお願いします。

(基準日： 年 月 日納期到達分)

同意書

上記の申請者が私の納税状況について照会すること(入居予定者全員分)に同意します。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

住所：_____

氏名：_____ (印)

※同意書は、入居者本人が押印のうえ自署してください。

納税状況確認に関するお願い

鳥取市収納推進課

(総合支所 市民福祉課)

- 1 納税状況の確認を受けられる場合は、入居予定者全員の氏名等を必ず記入しておいてください。また、最近婚姻等により氏名に変更があった方は、旧姓等も記載しておいてください。
- 2 最近納付（納入）した場合は、収納確認できない場合がありますので、お手数料をおかけしますが、領収証書（原本）を持参してください。
- 3 口座振替をご利用の方の場合、口座振替後7日程度経過しないと収納確認できませんので、それ以後においていただくか、お手数料をおかけしますが、振替口座の預金通帳（通帳記入後）を持参してください（振替口座の預金通帳で振替済みの確認をさせていただきます）。